

鉄道事業法等の一部を改正する法律案提案理由説明

ただ今議題となりました鉄道事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

貨物鉄道事業、貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業は、企業活動に不可欠な原料や製品の調達、さらには日常生活に欠かすことのできない生活物資の輸送や宅配便等を含む広範な物流サービスを担っており、経済活動や国民生活の安定を維持していくうえで極めて重要な役割を果たしています。

近年、情報通信技術を活用した多様かつ高度な物流サービスが展開されつつあり、また、我が国の経済構造改革に寄与する物流システムの効率化が求められていることから、貨物運送事業者においても、自らの経営判断により機動的な事業展開を図っていくことが急務の課題となっており、一方、交通安全や環境負荷軽減といった社会的要請が強まりつつあることから、これらの要請にも応えていく必要があります。

このような状況の変化を踏まえ、事業者の創意工夫を活かした多様なサービスの創出や迅速な事業展開が可能となるよう、貨物運送に係る事業の参入規制や運賃規制等の緩和を行い、競争を促進することにより、利用者ニーズに即した物流サービスの実現や物流業の活性化、効率化を図っていくとともに、輸送の安全等

に関する社会的規制や、公正な競争及び利用者保護の確保のための事後チェック制度については充実強化を図っていく必要があります。

このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、貨物鉄道事業及び貨物運送取扱事業の参入規制について、貨物鉄道事業の許可に係る需給調整要件を廃止し、休廃止についての許可制を事前届出制とするともに、第一種利用運送事業の許可制を登録制とし、運送取次事業の規制を廃止することとしています。

第二に、貨物鉄道事業、貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業の運賃及び料金について、事前規制を廃止することとしています。

第三に、貨物自動車運送事業について、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する貨物の運送を禁止する営業区域規制を廃止することとしています。

第四に、貨物自動車運送事業者が他の貨物自動車運送事業者を利用して貨物の運送を行う場合について、貨物自動車運送事業法の規制を適用するとともに、実運送を行う貨物自動車運送事業者に対して輸送の安全

の確保を阻害する行為を行ってはならないこととしています。

第五に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、苦情の解決その他の事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができることとしています。

第六に、鉄道事業者は、他の運送事業者との間の貨物の引継ぎ等を円滑に行うための措置を講ずるよう努めなければならないこととしています。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。